

奨学生募集要項

1 応募資格

秋田県民の子弟で、平成30年4月に大学へ入学し、1学年に在籍している者(新入生に限る)とします。他の育英団体等にも併願することはできますが、採用決定時点で何れかを選択していただくことになります。もし、他の育英団体等から給貸与を受けることになった場合は、本会の奨学生になることができません。

なお、国の施策により高校の実質無償化が実施されることから、高校奨学生の募集は、公立・私立ともに休止します。

2 募集人員

大学奨学生 平成30年4月入学者 10名以内

3 奨学金の貸与と返還の条件

(1) 貸与月額

大学奨学生 50,000円

(2) 貸与期間

本年4月から本人の在学する学校の正規の最短修業年限とします。

(3) 貸与方法

本人名義の預金口座へ毎月振り込みます。

(4) 返還期間

上記貸与期間の2倍の期間内とします。(無利息です。)

(5) 返還方法

返還総額を返還期間で除した額を年返還額とし、貸与の終了した月の翌月から起算して1年を経過後、年1回、2回、3回、6回の何れかの方法により、均等額を返還していただきます。ただし、年返還額に千円未満の端数が生じたときは、この額を初年度の返還額に加えるものとします。

なお、貸与終了後、大学院等に在学の場合は、願出により返還を猶予することがあります。

(6) 返還免除

正規の最短修業年限を以て卒業したときは、貸与した奨学金総額の80%を返還免除とします。

4 提出書類

大学奨学生

- ① 奨学金貸与申請書（本会所定の用紙、連帯保証人は原則として保護者）
- ② 出身高等学校長の推薦書（本会所定の用紙）
- ③ 出身高等学校の調査書（成績証明書は不可、開封無効）
- ④ 作文（A4サイズ横書用400字詰原稿用紙2枚以内、題は自由とし、1行目に題を、2行目に氏名を明記すること）
- ⑤ 本年4月時点で在学する大学の在学証明書
- ⑥ 本人及び保護者(連帯保証人)の住民票各1通（本年4月発行のもの）

(注) 提出書類は採用の可否を決定する重要な書類です。提出書類の不足や記入不備の場合、選考から除外することもあります。また、採用の可否にかかわらず提出書類は返却しません。

5 出願期間

平成30年4月1日から平成30年4月27日まで（必着）

6 申請書類の請求及び出願先

一般財団法人山下太郎顕彰育英会

〒013-0521 秋田県横手市大森町字大森145番地

電話 0182-26-3500

※申請書類は、本会事務局窓口で直接、または郵送により請求できます。

郵送による請求の場合は、封筒表面に「奨学金申請書類請求」と明記し、中に住所、氏名、年齢、電話番号を記載した書面と140円分の切手を同封してください（返信用封筒は必要ありません）。

※出願については、本会事務局窓口へ直接持参、郵送ともに可。期限厳守。

7 採用発表

平成30年5月下旬（予定）、申請者全員に採用の可否を文書で通知します。

（採用の可否について、電話等による直接のお問い合わせには、お答えいたしかねますので、その旨ご了承ください。）

8 その他

申請書と提出された個人に関する情報については、この奨学金の申込み及び貸与（返還）業務など、本会の事業活動及びこれに付随する業務を行う範囲内で利用させていただきます（個人情報、ご本人の同意を得た場合又は法令の定めがある場合を除き、第三者に提供することはいたしません）。

※ご不明の点は、本会事務局（電話：0182-26-3500）までお問い合わせください。